

## 都道府県・政令市における電気工作物に係る条例対象事業の状況

## 1. 太陽光発電

## ① 太陽光発電所又は電気工作物等の設置として対象となるもの

自治体名	規模要件			備考
	第1種事業	第2種事業	立地による設定	
さいたま市	5ha以上		市街化調整区域：3ha以上 自然公園等の地域：1ha以上	「電気工作物の設置」として対象
川崎市	50,000kW以上			「電気工作物の設置」として対象
名古屋市	50,000kW以上			「発電所の設置」として対象
神戸市	20ha以上	5ha以上	緑地の保全区域等： 第1種5ha以上、第2種2.5ha以上	
福岡市	20ha以上		市街化調整区域：10ha以上 自然公園等の地域：5ha以上	
政令市計	5市 (5~20ha, 5万kW)	1市 (5ha)	3市 (1~10ha)	

## ② 事業の種類を問わない土地の造成等として対象になるもの

自治体名	規模要件			備考
	第1種事業	第2種事業	立地による設定	
北海道	なし	50ha以上		
茨城県	75ha以上			
神奈川県	20ha以上		国立公園の特別地域等：1ha以上 その他の国立公園等の地域：3ha以上	
山梨県	30ha以上	15ha以上		
富山県	なし		国立公園の特別地域等：1ha以上 その他の国立公園等の地域：20ha以上	
岐阜県	20ha以上		標高1500m以上の土地：5ha以上	
三重県	20ha以上		国立公園の特別地域等：10ha以上	
滋賀県	20ha以上		森林地域：15ha以上 自然公園地域：10ha以上	
大阪府	50ha以上			都市計画法又は森林法の許可が必要な開発行為に限る
鳥取県	75ha以上		国立公園等の地域：50ha以上	
佐賀県	35ha以上			
長崎県	30ha以上			
熊本県	50ha以上		地下水保全地域：25ha以上	
大分県	75ha以上			
鹿児島県	40ha以上		国立公園の特別地域等：30ha以上	
都道府県計 (15道府県)	13府県 (20~75ha)	2道県 (15~50ha)	8県 (1~50ha)	
札幌市	50ha以上	なし	市長が指定する特定地域：20ha以上	
千葉市	50ha以上		市街化調整区域：20ha以上 近郊緑地保全区域：10ha以上	都市計画法の許可が必要な開発行為に限る
相模原市	20ha以上		国立公園の特別地域等：1ha以上 その他の国立公園等の地域：15ha以上	
名古屋市	10ha以上			都市計画法の許可が必要な開発行為に限る
京都市	16ha以上かつ土地の 形状変更4ha以上		国立公園等の地域：第1種 8ha以上	都市計画法の許可が必要な開発行為に限る
大阪市	50ha以上			都市計画法の許可が必要な開発行為に限る
吹田市	5ha以上			都市計画法の許可が必要な開発行為に限る
北九州市	50ha以上			
政令市計 (8市)	8市 (5~50ha)		4市 (1~20ha)	
合計 (23道府県市)	21府県市 (5~75ha)	2道県 (15~50ha)	12県市 (1~50ha)	

③ 工場又は事業場の用地の造成等として対象となるもの

自治体名	規模要件			備 考
	第1種事業	第2種事業	立地による設定	
青森県	50ha以上	なし	工業専用地域： 第1種100ha以上、第2種50ha以上	
宮城県	75ha以上		国立公園等の地域：50ha以上	
秋田県	75ha以上		国立公園等の地域：50ha以上	
福島県	75ha以上	50ha以上		
石川県	50ha以上	なし	工業地域、工業専用地域：100ha以上	
埼玉県	20ha以上			「工場の設置」として対象
富山県	75ha以上		国立公園の特別地域等：1ha以上 その他の国立公園等の地域：20ha以上	「工場又は事業場の設置」 として対象
福井県	50ha以上	40ha以上		
静岡県	50ha以上	なし	国立公園の特別地域等：第2種5ha以上	
愛知県	75ha以上			
和歌山県	75ha以上			
香川県	20ha以上			「工場又は事業場の設置」 として対象
都道府県計	12県 (20～75ha)	2県 (40～50ha)	6県 (1～100ha)	
広島市	10ha以上			
政令市計	1市 (10ha)			
合計	13県市 (10～75ha)	2県 (40～50ha)	6県 (1～100ha)	

④ 太陽光発電を対象から除外したもの

自治体名	内 容	理 由
群馬県	工業用地又は工業団地の造成事業から 太陽光発電を除外 (平成25年11月22日施行)	再生可能エネルギー導入促進を図るため、環境負荷が 比較的少ないと考えられる太陽光発電事業を除外
岡山県	工場又は事業場の新設等の事業から太 陽光発電を除外 (平成24年9月21日施行)	法が対象事業としていないこと、操業、供用による影 響が想定されないこと、再生可能エネルギーの利用拡 大を図ることから除外

2. 風力発電

【環境影響評価法：第1種10,000kW以上、第2種7,500kW以上】

自治体名	規模要件			備考
	第1種事業	第2種事業	立地による設定	
北海道	10,000kW以上	5,000kW以上		
宮城県	7,500kW以上		国立公園等の地域：5,000kW以上	
福島県	7,000kW以上	なし		
茨城県	7,500kW以上			
神奈川県	5,000kW以上		国立公園等の地域：500kW以上	
千葉県	7,500kW以上			
福井県	10,000kW以上	7,500kW以上		
長野県	10,000kW以上			
岐阜県	1,500kW以上			
静岡県	7,500kW以上	1,000kW以上		
愛知県	7,500kW以上			
滋賀県	1,500kW以上			
京都府	1,500kW以上	なし		
兵庫県	1,500kW以上		国立公園等の地域：500kW以上	
和歌山県	7,500kW以上			
鳥取県	1,500kW以上			
島根県	5,000kW以上			
岡山県	1,500kW以上			電気事業者又は卸供給事業者が設置するものに限る
広島県	5,000kW以上			
山口県	10,000kW以上	5,000kW以上		
香川県	5,000kW以上			
高知県	10,000kW以上	5,000kW以上		
福岡県	5,000kW以上			
佐賀県	3,500kW以上			
長崎県	7,500kW以上			風車を10台以上設置する場合も対象
宮崎県	5,000kW以上			
沖縄県	1,500kW以上		国立公園の特別地域等：750kW以上	
都道府県計	27道府県 (1,500~10,000kW)	5道県 (1,000~7,500kW)	4県 (500~5,000kW)	
札幌市	1,500kW以上			
仙台市	5,000kW以上		国立公園の特別地域等：1,250kW以上 その他の国立公園等：2,500kW以上	
さいたま市	5ha以上		市街化調整区域：3ha以上 自然公園等の地域：1ha以上	「電気工作物の設置」として対象
千葉市	7,500kW以上			
横浜市	5,000kW以上	3,800kW以上		
川崎市	50,000kW以上			「電気工作物の新設」として対象
相模原市	5,000kW以上		国立公園の特別地域等：500kW以上 その他の国立公園等：3,750kW以上	
新潟市	7,500kW以上	4,500kW以上		
名古屋市	50,000kW以上			「発電所の建設」として対象
京都市	1,500kW以上			
堺市	1,500kW以上			
広島市	1,500kW以上			
北九州市	5,000kW以上			
福岡市	1,500kW以上		自然公園等の区域：1,000kW	
政令市計	14市 (1,500~5万kW, 5ha)	2市 (3,800~4,500kW)	4市 (500~3,750kW, 1~3ha)	
合計	41道府県市 (1,500~5万kW, 5ha)	7道県市 (1,000~7,500kW)	8県市 (500~5,000kW, 1~3ha)	

3. 地熱発電

【環境影響評価法：第1種10,000kW以上、第2種7,500kW以上】

自治体名	規模要件			備考
	第1種事業	第2種事業	立地による設定	
北海道	10,000kW以上	5,000kW以上		
青森県	10,000kW以上	5,000kW以上		
秋田県	7,500kW以上		国立公園等の地域：5,000kW以上	
福島県	7,500kW以上	5,000kW以上		
群馬県	10,000kW以上	なし	国立公園等の地域：全事業	
東京都	7,500kW以上			
神奈川県	7,000kW以上		国立公園等の地域：全事業	
新潟県	7,500kW以上		国立公園等の地域：5,000kW以上	
富山県	7,500kW以上		国立公園等の地域：5,000kW以上	
石川県	10,000kW以上	7,500kW以上		
福井県	10,000kW以上	7,500kW以上		
愛知県	7,500kW以上			
三重県	5,000kW以上			
大阪府	7,500kW以上			
兵庫県	10,000kW以上			
和歌山県	7,500kW以上			
鳥取県	10,000kW以上		国立公園等の地域：7,500kW以上	
島根県	5,000kW以上			
岡山県	全事業			電気事業者又は卸供給事業者が設置するものに限る
徳島県	7,500kW以上	5,000kW以上		
佐賀県	3,500kW以上			
長崎県	2,000kW以上			
熊本県	5,000kW以上			
宮崎県	5,000kW以上			
鹿児島県	5,000kW以上		国立公園の特別地域等：3,500kW以上	
都道府県計	25都道府県 (全事業～10,000kW)	6道県 (5,000～7,500kW)	7県 (全事業～7,500kW)	
札幌市	5,000kW以上	2,000kW以上		
さいたま市	5ha		市街化調整区域：3ha以上 自然公園等の地域：1ha以上	「電気工作物の設置」として対象
川崎市	50,000kW以上			「電気工作物の新設」として対象
相模原市	7,000kW以上		国立公園の特別地域等：全事業 その他の国立公園等：5,250kW以上	
名古屋市	50,000kW以上			「発電所の建設」として対象
大阪市	7,500kW以上			
政令市計	6市 (5,000～5万kW、5ha)	1市 (2,000kW以上)	2市 (全事業～5,250kW、1～3ha)	
合計	31都道府県市 (全事業～5万kW、5ha)	7道県市 (2,000～7,500kW)	9県市 (全事業～7,500kW、1～3ha)	

4. 送電線路

自治体名	規模要件			備 考
	第1種事業	第2種事業	立地による設定	
岩手県	なし	50万V以上 かつ 2km以上		
群馬県	50万V以上	17万V以上 かつ 4km以上	国立公園等の地域： 第1種 17万V以上かつ4km以上 第2種 17万V以上かつ1km以上	
東京都	17万V以上 かつ 1km以上			
神奈川県	なし		国立公園等の地域： 第1種 17万V以上かつ1km以上	
富山県	なし		国立公園の特別地域等： 第1種 17万V以上かつ1km以上	
山梨県	17万V以上	なし		
岐阜県	25万V以上			
岡山県	50万V以上			
都道府県計 (8都県)	5都県 (17~50万V) (1km)	2県 (17~50万V) (2~4km)	3県 (17万V) (1~4km)	
仙台市	25万V以上 かつ10km以上		国立公園の特別地域等： 第1種 25万V以上かつ3km以上 その他の国立公園等の地域： 第1種 25万V以上かつ7.5km以上	
相模原市	17万V以上 かつ10km以上		国立公園の特別地域等： 第1種 17万V以上かつ1km以上 その他の国立公園等の地域： 第1種 17万V以上かつ7.5km以上	
政令市計 (2市)	2市 (17~25万V) (10km)		2市 (17~25万V) (1~7.5km)	
合計 (10都県市)	9都県市 (17~50万V) (1~10km)	2県 (17~50万V) (2~4km)	5県市 (17~25万V) (1~7.5km)	